

別記1 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

別記1 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

1 基本的事項	2
2 具体的な運用に関する事項	2
3 火花を発する器具の使用に係る手続き	3
4 取替等の定義	3

別表第1

(共通事項)

1 建築物	4
2 工作物	4
3 保有空地	4
4 タンク等	5
5 配管等	6
6 機器、設備等	7
7 制御装置、安全装置等	8
8 防油堤、排水設備等	9
9 電気設備等	9
10 消火設備	10
11 警報設備	10
12 避難設備	10
13 その他	10

(個別事項)

1 製造所及び一般取扱所	11
2 屋内貯蔵所	11
3 屋外タンク貯蔵所	11
4 屋内タンク貯蔵所	11
5 簡易タンク貯蔵所	12
6 移動タンク貯蔵所	12
7 屋外貯蔵所	12
8 給油取扱所	13
9 販売取扱所	15
10 移送取扱所	15

別表第2

タンク本体に係る補修工事	16
--------------	----

別記1 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

別記1 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

1 基本的事項

(1) 変更許可の要否

製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生ずる場合において、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「基準」という。）の内容と関係がない工事については変更の許可を要しないものとする。

(2) 非対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合においては、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

(3) 対象設備と関連する非対象設備の変更

危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。

(4) 変更許可を要しない変更工事

製造所等を構成する機器は相互に密接に関係しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、全てが事前に明白であるわけではない。

他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することは適当ではない。

したがって、工事の内容が軽微であるものについては、変更の内容も軽微であると考えられることから、変更許可を要しないものとする。

軽微な変更工事については、その形態に応じて「確認を要しない軽微な変更工事」（以下「確認を要しない軽微な変更工事」という。）及び事前に製造所等変更届による資料を提出することにより確認を要する軽微な変更工事（以下「変更届を要する軽微な変更工事」という。）に区分する。

2 具体的な運用に関する事項

(1) 変更届を要する軽微な変更工事

工事の内容が軽微ではあるが、さらに基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「変更届を要する軽微な変更工事」として工事の内容に関する資料の提出を求め、当該工事の内容を確認するものとする。この場合において、工事の内容が基準の内容と関係がないとき又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、そのことを確認したうえで変更許可の手続きを要しないものとする。

(2) 確認を要しない軽微な変更工事

工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないことが明白であるものについては、「確認を要しない軽微な変更工事」として、資料により確認することなく変更

別記1 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

許可を要しないものとする。

なお、この場合においては、事後における資料の提出も要しないものとする。

- (3) 変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件を、予め一律的に定めることは困難であるが、一般的には少なくとも次の要件を満足する必要がある。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

- (4) 工事の形態により、「変更許可を要する工事」と(1)の「変更届を要する軽微な変更工事」とが同時に行われる場合には、「変更届を要する軽微な変更工事」に係る部分の資料を変更許可の申請に含めることができるものとするが、(1)の変更届を要する軽微な変更工事に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものとする。

- (5) 変更届を要する軽微な変更工事及び確認を要しない軽微な変更工事に関する例示にあつては、別表第1のとおりとする。

なお、別表第1に掲げる例示以外の内容で、別表第1の項目に類似又は同等であると認められるものは同じ取り扱いをすることができる等、当該工事の内容により判断する。

3 火花を発する器具の使用に係る手続き

「確認を要しない軽微な変更工事」のうち溶接、溶断等火花を発する器具等を使用する工事であつて、安全対策上仮設防火塀等を設置して行う場合には、事前に資料の提出を求めるものであること。ただし、許可申請、仮使用承認申請において、溶接溶断等火花を発する器具の使用場所等が確認される場合は、重複して資料の提出を求めないものとする。

4 取替等の定義

- (1)「取替え」・・・製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
- (2)「補修」・・・製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。
- (3)「撤去」・・・製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- (4)「増設」・・・製造所等に新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。
- (5)「移設」・・・製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
- (6)「改造」・・・現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

別表第 1

(共通事項)

1 建築物

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等		補修	注 1 (1) 他の壁の構造基準に変更がないこと。 (2) 危令第 3 章第 4 節に規定する消火設備、警報設備及び避難設備（以下「消防用設備等」という。）に変更（消防用設備等の軽微な工事に該当するものを除く。）がないこと。
防火上重要でない間仕切壁	増設、移設、改造、撤去 ※注 1	取替え、補修	
内装材		取替え、補修、撤去	
防火設備、ガラス、窓又は窓枠		取替え、補修	
階段		取替え、補修	

2 工作物

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
保安距離又は保有空地の代替措置の塀又は隔壁		補修	注 2 (1) 配管、設備等の耐震計算等に変更がなこと。 (2) 耐火性能、耐火被覆材料及び施工方法に変更がないこと。
架構		補修	
配管、設備等の支柱・架台、耐火措置	取替え ※注 2	補修	
歩廊、はしご		取替え、補修	

3 保有空地

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
植栽	増設、移設、改造 ※注 3	取替え、補修、撤去	注 3 保有空地に係る基準に変更がないこと。

4 タンク等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
犬走り、法面、コンクリートリング又は地下タンクの上部スラブ	補修 ※注 4		注 4 ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものであること。 注 5 タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。 注 6 (1) 管径、板厚、材質及び経路の変更がないこと。 (2) 危険物の取扱いに変更がないこと。 (3) 加熱の状態、方法等に変更がないこと。 注 7 (1) 貯蔵する危険物とコーティングの組合せが不適切でないこと。 (2) タンクからの漏えいを誘発するおそれがないこと。
屋根支柱、ラフター、ガイドポール等	補修 ※注 5		
屋外タンクの支柱の耐火措置		取替え、補修	
階段、はしご、手すり等	取替え ※注 5	補修	
タンク元弁		取替え、補修	
通気管（地上部分に限る。）	取替え	補修	
サクシオンヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものを除く。）	取替え ※注 6	補修	
サクシオンヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものに限る。）		取替え、補修	
内面コーティング（屋外貯蔵タンクに係るものを除く。） （腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に対して講ずるその内面の腐食を防止するためのコーティングを除く。）（腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に該当しない地下貯蔵タンクに対し、その内面の腐食を防止するためのコーティングを講ずる場合において、マンホールの取付け等の工事が必要なときを除く。）	増設、移設、改造、撤去 ※注 7	取替え、補修	
雨水浸入防止措置		増設、移設、改造、取替え、補修、撤去	

5 配管等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
配管（地下配管及び移送取扱所に係るものを除く。）	取替え、補修、撤去 ※注 8、9		注 8 管径、板厚、材質及び経路の変更がないこと。 注 9 危険物の取扱いに変更がないこと。 注 10 管径及び経路の変更がないこと。 注 11 熱媒体となる物質に変更がないこと。
配管（地下配管及び移送取扱所に係るものを除き、フランジで接続されるものに限る。）	補修、撤去	取替え	
可とう管継手（認定品に限る。）		取替え	
可とう管継手（認定品以外のものに限る。）	取替え ※注 10		
配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所に係るものを除く。）	増設、移設、改造 ※注 8、9	取替え、補修、撤去	
配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものに限る。）		取替え、補修	
配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）	取替え ※注 11	補修	
配管ピット、注入口ピット又は地下配管接合部の点検ます		取替え、補修	
配管に設けられる弁（移送取扱所に係るものを除く。）	撤去 ※注 9	取替え、補修	

6 機器、設備等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
ポンプ設備（移送取扱所に係るものを除く。）	取替え、撤去 ※注9、12	補修	注9 危険物の取扱いに変更がないこと。 注12 電気機器が存する場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。 注13 可燃性蒸気又は微粉の送風・集じん方法に変更がないこと。 注14 危険物の漏れ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと。 注15 可燃性蒸気回収の保安管理に変更がないこと。 注16 保温（冷）材の撤去に伴い、危険物の温度変化による危険性が増大しないこと。
熱交換器	撤去 ※注9	取替え、補修	
熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等		取替え、補修	
攪拌装置（電動機を除く。）	撤去 ※注9	取替え、補修	
炉材		取替え、補修	
反応器等ののぞき窓ガラス（サイトグラス）		取替え、補修	
加熱・乾燥設備に附属する送風・集じん装置（電動機を除く。）	撤去 ※注13	取替え、補修	
波返し、とい、受皿等飛散防止装置	撤去 ※注14	取替え、補修	
ローディングアーム又はアンローディングアーム（移送取扱所に係るものを除く。）	取替え、撤去 ※注12	補修	
ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く。）	撤去 ※注9	取替え、補修	
可燃性蒸気回収装置	取替え、撤去 ※注15	補修	
保温(冷)材（屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く。）	撤去 ※注16	取替え、補修	
排出設備（ダクト等を含む。）	取替え ※注12	補修	
換気設備（ダクト等を含む。）		取替え、補修	
電気防食設備		取替え、補修	

7 制御装置、安全装置等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備	増設、移設、改造 ※注9、17	取替え、補修、撤去	注9 危険物の取扱いに変更がないこと。 注17 新たに配管又はタンクにノズルを設ける等の変更がないこと。 注18 緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと。 注19 上部スラブの変更を伴わないこと。
安全弁、破壊板等安全装置		取替え、補修	
温度、圧力、流量等の調整等を行う制御装置（駆動源及び予備動力源を含む。）	取替え ※注9	補修	
緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。）	取替え ※注18	補修	
地下タンクのマンホールプロテクター	増設、移設、改造、 取替え、撤去 ※注19	補修	
分析計（サルファー分析計、ガスクロマトグラフィ等） （キュービクル内に取り付けられたものを含む。）		取替え、補修、撤去	

8 防油堤、排水設備等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
防油堤（仕切堤を含む。）	補修 ※注4、20		注4 ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものであること。 注20 配管等の変更を伴わないこと。 注21 水抜弁を複数にすること。 注22 複数の水抜弁のうち、いずれかを撤去しても基準を満足すること。 注23 防油堤の技術上の基準に抵触しないこと。 注24 水抜弁の開閉装置を複数にすること。 注25 複数の開閉表示のうち、いずれかを撤去しても基準を満足すること。 注26 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと。 注27 危規則第22条第2項第16号の規定に基づくものでないこと。
防油堤水抜弁	増設、移設、改造、撤去 ※注21、22、23	取替え、補修	
防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設、移設、改造、撤去 ※注24、25	取替え、補修	
防油堤の階段（防油堤と一体構造のものに限る。）	取替え ※注26、27	補修	
防油堤の階段（防油堤と一体構造であるものに限る。）	増設、移設、改造、撤去 ※注26、27	取替え、補修	
排水溝、ためます、油分離装置、囲い等	取替え	補修	
危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面又は舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）		補修	

9 電気設備等

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
電気設備（非対象設備以外の設備の配線を含む。）	増設、移設、改造、撤去 ※注12	取替え、補修	注12 電気機器が存する場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
避雷設備		取替え、補修	
静電気除去装置		取替え、補修	

10 消火設備

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
ポンプ又は消火薬剤タンク	取替え	補修	注28 自主設置に係るものであること。
第1種、第2種又は第3種消火設備（散水設備及び水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体・泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）	取替え	補修	
第1種、第2種又は第3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替え、補修	
第4種又は第5種消火設備	増設、移設、改造 ※注28	取替え、補修	
消火薬剤		取替え	

11 警報設備

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
警報設備（自動火災報知設備の受信機及び感知器を除く。）	増設、移設、改造 ※注29	取替え、補修	注29 警戒区域に変更がないこと。
自動火災報知設備の受信機		取替え、補修	
自動火災報知設備の感知器		取替え、補修	

12 避難設備

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
誘導灯	取替え、移設	補修	

13 その他

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
標識又は掲示板	増設、移設、改造 ※注28	取替え、補修	
作業用広報設備（スピーカー）		増設、移設、改造、 取替え、補修、撤去	

(施設別事項)

1 製造所及び一般取扱所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
ボイラー、炉等のバーナーノズル		取替え、補修	注 9 危険物の取扱いに変更がないこと。
塗装機噴霧ノズル、ホース等		取替え、補修	
運搬容器の充填設備(固定注油設備)	撤去 ※注 9	取替え、補修	

2 屋内貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
ラック式以外の棚		取替え、補修、撤去	注12 電気機器が存する場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。 注30 耐震計算等に変更がないこと。
ラック式の棚	取替え ※注30	補修	
冷房装置等	取替え ※注12	補修	

3 屋外タンク貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
タンク本体	補修 ※注31		注 5 タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。 注31 別表第 2 「タンク本体に係る補修工事」によること。 注32 (1) 貯蔵する危険物とコーティングの組合せが不適切でないこと。 (2) タンク底部からの漏えいを誘発するおそれがないこと。
浮き屋根に設けるローリングラダー	取替え ※注 5	補修	
ポンツーン	補修 ※注 5		
浮き屋根のウェザーシールド		取替え、補修	
浮き屋根のシール材	取替え ※注 5	補修	
浮き屋根に設けるルーフドレン	取替え ※注 5	補修	
保温（冷）材		取替え、補修	
流出危険物自動検知警報装置		取替え、補修	
コーティング	増設、移設、改造、 取替え、撤去 ※注32	補修	

4 屋内タンク貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
タンク専用室の出入口の敷居		取替え、補修	

5 簡易タンク貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
タンク固定金具		取替え、補修	

6 移動タンク貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
底弁又は底弁の手動閉鎖装置若しくは自動閉鎖装置		補修	注28 自主設置に係るものであること。 注33 箱枠の溶接線補修であること。 注34 重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。 注35 交換するタンクコンテナが積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けた後に増設するもの（IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両と緊結する装置に適合性があるものに限る。）であること。【平9.4.9 消防危第50号】 注36 タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。
マンホール又は注入口の蓋		取替え、補修	
マンホール部の防熱・防塵カバー		取替え、補修	
類、品名及び最大数量の表示設備	移設 ※注28	増設、改造、取替え、補修	
Uボルト		取替え、補修	
可燃性蒸気回収ホース		取替え、補修	
注入ホース（ノズル及び結合金具を含む。）（積載式以外のものに限る。）		取替え、補修	
箱枠	取替え、補修 ※注33、34		
積載式の移動貯蔵タンクの追加	増設 ※注35、36		

7 屋外貯蔵所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
周囲の柵		取替え、補修	注30 耐震計算等に変更がないこと。
ラック式柵	取替え ※注30	補修	
固体分離槽	取替え	補修	
シート固着装置		取替え、補修	

8 給油取扱所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
防火塀	補修 ※注4		注4 ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものであること。 注37 看板の基礎の設置等のため地盤面を研らないこと。 注38 可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。（電子決済方式用電子機器については、固定給油設備又は固定注油設備の管理区域（非危険場所）内に固定して設置することができる。）【令3.2.22 消防令第20号】 注39 上屋の面積に変更がないこと。 注40 ホース長の変更がないこと。 注41 下記へ記載
犬走り、アイランド等	補修 ※注4		
サインポール、看板等（電気設備に該当するものを含み、容易に移動できるものを除く。）	増設、移設、改造 ※注37、38	取替え、補修、撤去	
日よけ等（キャノピーを除く。）	増設、移設、改造 ※注39	取替え、補修、撤去	
給油量表示装置	増設、移設、改造 ※注38	取替え、補修、撤去	
カードリーダー等省力機器（電子決済方式用電子機器を含む。）	増設、移設、改造 ※注38	取替え、補修、撤去	
通気管の可燃性蒸気回収装置		取替え、補修、撤去	
タンクローリー用アースターミナル（静電気除去のための接地電極）	増設、移設、改造、撤去	取替え、補修	
固定給油（注油）設備（型式試験確認を受けたものに限る。）	改造、撤去 ※注40、41	取替え、補修	
混合燃料油調合器、蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等	取替え、撤去 ※注38	補修	
自動車の点検等に使用する機器等（オートリフト等を除く。）	増設、移設、改造 ※注38	取替え、補修、撤去	
セールスルーム（ショップを含む。）内の電気設備又は給排水設備	増設、移設、改造 ※注38	取替え、補修、撤去	
セルフ給油取扱所の監視機器、放送機器、分電盤又は照明器具		取替え、補修	
尿素水溶液の供給機	取替え、撤去	補修	

注41

◎固定給油設備において、次の場合は「取替え」に該当せず、「変更許可」を要する。

- ① 認定品（基準適合品）以外のものに取り替える場合。
- ② 長さ 3 m の給油ホースの固定給油設備等を長さ 5 m の給油ホースの固定給油設備等に取り替える場合。
- ③ 地上式固定給油設備等を懸垂式固定給油設備等に取り替える場合。
- ④ ポンプ設備を油中ポンプ設備に取り替える場合。
- ⑤ 吐出量の異なる固定給油設備等に取り替える場合。（例：ガソリン用固定給油設備から軽油用固定給油設備へ）
- ⑥ シングルホースの固定給油設備等からダブルホースの固定給油設備等に変更する場合。
- ⑦ ホーススライド機能を追加する場合。
- ⑧ 固定給油設備等の外装を大きくする工事に伴い、危険場所の範囲が拡大される場合。
- ⑨ 油種判定機能を追加又は削除する場合。

◎可燃性蒸気流入防止構造において、次のものは、「取替え、補修」せず、「変更許可」を要する。

- ① 可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に取り替える場合
- ② 可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等に取り替える場合
- ③ 可燃性蒸気流入防止構造の方式を変更する場合

9 販売取扱所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
延焼防止用の袖壁、ひさし又は垂れ壁	取替え	補修	
棚		取替え、補修、撤去	

10 移送取扱所

構造、設備等の名称	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事	備 考（確認事項等）
土盛り等漏えい拡散防止設備		取替え、補修	注42 (1) 道路、河川、海又は第三者の敷地を通過する部分を除くものとする。 (2) 管径、板厚、材質及び経路の変更がないこと。 (3) 危険物の取扱いに変更がないこと。 注43 (1) 移送基地の構内に設置されるものに限るものとする。 (2) 危険物の取扱いに変更がないこと。 (3) 電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。 注44 ボルトにより取付けが可能なものに限る。
衝突防護設備		取替え、補修	
配管（地下配管を除く。）	取替え、補修 ※注42		
配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等	増設、移設、改造、撤去 ※注42	取替え、補修	
ポンプ設備	取替え、補修 ※注43		
切替え弁、制御弁等		取替え、補修	
緊急遮断弁	取替え	補修	
ピグ取扱い装置	取替え	補修	
感震装置	取替え	補修	
船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカプラー	改造、撤去 ※注44	取替え、補修	
巡回監視車		取替え、補修	
漏えい検知口		取替え、補修	
漏えい検知装置	取替え	補修	

別表第2

タンク本体に係る補修工事

変更の届出を要する小規模な溶接工事 ・屋外貯蔵タンクに係る変更の届出を要する小規模な溶接工事とは、溶接時の入熱量、残留応力等によるタンク本体構造への影響が軽微なもの等であって、1から4までに掲げる工事をいうものとする。 なお、溶接工事の量は、保安検査又は内部開放点検1回当たりに行われる工事の量を示すものとする。【平9.3.26 消防危第36号】	
1 附属設備に係る溶接工事 (タンク附属物取付用当て板を含む。)	(1) 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事 (2) ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修（母材及び部材の表面に金属を溶着する補修をいう。以下同じ。）を行う工事 (3) 屋根板及び側板の接液部（危規則第20条の7第1項に規定する接液部をいう。以下同じ。）以外の部分（以下「気相部分」という。）におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修（溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみを行う場合を除く。）をいう。以下同じ。）を行う工事
2 屋根に係る溶接工事	(1) 屋根板（圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。）の重ね補修（母材表面に当て板（タンク附属物取付用当て板を除く。）を当て、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修をいう。以下同じ。）を行う工事のうち1箇所当たり0.09㎡以下の部分について行われるものであって、補修が行われる部分が合計3箇所以下のもの (2) 屋根板（圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。）の肉盛り補修を行う工事
3 側板に係る溶接工事	(1) 側板の気相部分における重ね補修を行う工事のうち1箇所当たり0.09㎡以下の部分について行われるもの (2) 側板の気相部分における肉盛り補修を行う工事 (3) 側板の接液部における肉盛り補修を行う工事のうち、溶接継手から母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものであって、1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であり、かつ、補修が行われる部分が板（母材）1枚当たり3箇所以下であるもの
4 底部に係る溶接工事	(1) 側板の内面から600mmの範囲以外の範囲のアニュラ板又は底板の重ね補修を行う工事で、平成6年9月1日付け消防危第73号通知、別添1の補修基準の分類で○に該当する工事（特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク（以下「特定以外の屋外貯蔵タンク」という。）にあつては、これに相当する工事）において、1箇所当たり0.09㎡以下の部分について行われるものであり、かつ、補修が行われる部分が合計3箇所以下であるもの (2) 側板の内面から600mmの範囲以外の範囲のアニュラ板又は底板の肉盛り補修を行う工事で、溶接部から当該アニュラ板又は底板の板厚の5倍以上の間隔を有して行われるものであって、1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であるもの（全体の補修量が、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める補修量以下であるものに限る。）

	ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 0.03m² イ 貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量（以下この項において「最大数量」という。）が1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06m² ウ 最大数量が1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09m² (3) 側板の内面から600mmの範囲以外の範囲の底部に係る溶接部補修を行う工事で、1箇所当たりの補修長さが0.3m以下であるもの（全体の補修長さが、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める補修長さ以下であるものに限る。） ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 1.0m イ 最大数量が1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 3.0m ウ 最大数量が1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0m
5 製造所等のタンクに係る溶接工事	屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても上記と同様とする。